

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和 7 年 3 月 1 7 日

○出席委員（４名）

委員 長 坂 倉 広 子

委 員 山 本 欽 久

委 員 南 川 則 之

委 員 瀬 崎 伸 一

○欠席委員（１名）

委 員 戸 上 健

○出席説明者

・ 勢力総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事 務 局 長 岩 井 太

議 事 総 務 係 岡 村 なぎさ
書 記

次 長 兼 平 山 智 博
議 事 総 務 係 長

(午後 1時00分 再開)

○坂倉広子委員長 皆さん、こんにちは。

予算決算常任委員会に引き続きお疲れさまでございます。

ただいまから、議会運営委員会を再開いたします。

戸上 健委員より欠席の連絡がありましたので、ご承知おきください。

早速ですが、令和7年3月24日の会議に提出されます追加議案の概要について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○勢力総務課長 総務課、勢力です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和7年3月24日会議に提出いたします議案について説明させていただきます。

提出させていただいております会議提出議案一覧のほうをご覧ください。

今回提出いたします議案は、議案第86号の令和7年度鳥羽市一般会計補正予算（第1号）の予算議案1件と、議案第87号及び議案第88号が条例の制定などの条例議案2件、議案第89号及び議案第90号が人事案件の議案で2件、その他諮問1件、合計6件となっております。

まず初めに、議案第86号、令和7年度鳥羽市一般会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

補正予算の概要のほうをご覧ください。

1ページ目、補正予算の規模ですが、宿泊税の導入にかかる費用や物価高騰の影響を受けた子育て世帯を支援するための費用を補正します。

主なものは、賦課事務経費で1,131万7,000円、学校給食給与等管理費で1,545万7,000円を計上し、補正後の一般会計予算額は133億2,700万円となるものです。

4ページのほうをご覧ください。

内訳につきまして、まず4ページ上段、宿泊税賦課経費では1,131万7,000円を計上しています。

令和8年度から導入を予定している宿泊税について、宿泊者から徴収する特別徴収義務者の事務負担の軽減などを図るため、システム整備等の支援に要する費用などを補正するものです。

主な経費といたしましては、補助金としましてレジシステムの新規購入及び改修で上限50万円、ハードウェア等の新規購入で上限20万円、合わせて1,050万円となっております。

次に、右側5ページの学校給食運営事業では1,545万7,000円を計上しています。

物価高騰の影響を受けた子育て世帯を支援することを目的に、市内小中学校児童生徒の3ヶ月分の学校給食費を無償化するための費用を補正しています。

続きまして、議案一覧のほうの裏、めくっていただいて2ページ目になります。

議案第87号、鳥羽市宿泊税条例の制定についてです。持続可能な観光まちづくりの施策に要する財源として宿泊税を課するため、必要な事項を定めるものでございます。

主な内容といたしましては、法定外目的税である宿泊税を導入するに当たり、納税義務者、税率、徴収の方

法、その他必要な事項について規定するものであります。

施行期日は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日となっており、一部公布の日から施行するものもございます。

続きまして、議案第88号、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、補償基礎額について所要の改正を行うものでございます。

内容については、消防団員等の補償基礎額を改正するもので、施行期日については令和7年4月1日からになります。

続きまして、議案第89号及び議案第90号、また諮問第3号につきましては、先日3月7日の全員協議会において説明させていただいたとおりなので、よろしくお願いします。

以上、説明とさせていただきます。

○坂倉広子委員長 総務課長の説明は終わりました。

続きまして、会議日程及び議案の取り扱いについて、事務局長より説明をさせます。

事務局長。

○岩井事務局長 それでは、3月24日の会議に追加上程されます議案につきまして、先ほど総務課長からご説明のありましたとおり予算議案1件、条例一部改正議案2件、人事案件2件、その他諮問1件の6件が上程されます。

お手元の議事日程案をご覧ください。

初めに、会議録署名議員の指名、各常任委員長の報告の後、委員長報告に対する質疑、討論を行い、表決を行います。

次に、議案第86号、令和7年度鳥羽市一般会計補正予算（第1号）ほか2件について一括上程し、提案者の趣旨説明、議案に対する質疑を行った後、各常任委員会に付託を行います。

委員会終了後、議場に戻っていただき、各常任委員長の報告、委員長報告に対する質疑、討論を行った後、表決を行います。

次に、議案第89号、教育長の任命についてほか2件について一括上程し、提案者の趣旨説明を行います。

この3件につきましては、人事案件につきすでに全員協議会にてご説明をいただいておりますので、委員会を行わず、すぐに議案に対する質疑、表決を行った後、解散となります。

以上となります。

○坂倉広子委員長 事務局長の説明は終わりました。

会議日程及び議案の取り扱いについて、ご質問、ご意見はございませんか。

（「全体でよろしいですか」の声あり）

○坂倉広子委員長 全体で……

（「今の」の声あり）

○坂倉広子委員長 南川委員。

○南川則之委員 1点だけお聞きします。

総務課長、今説明いただいて議運ということで、内容についてはうまく各常任委員会で審査されると思いますけど、以前に6年度の一般会計補正予算（第7号）を審議したときにも、議運の中で戸上委員が今日はおられませんけど、質問されていたと思います。

この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,000万円ぐらい、そのときにでもですね、まだ残ったのになぜはよしやへんのやという話があつて、7年度に送りますような話をされていたと思います。

今回、今日も補正予算があつたんですけども、なぜこの時期にこれを出すのかという、その辺の時期的なもの、どういうふうに議論されたのかちょっと説明していただきたいなと思います。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○勢力総務課長 例年、この補正予算、最近のこの物価高騰に伴う国からの交付金という形で補正を上げさせていただいたのを私も承知しております。

ただ、査定の中でされとる、企画財政課が中心でやられとるので、その中に私ちょっとすいません、入っておりませんので詳細な理由は聞いておりませんが、通常上げられる部分が3月7日の質疑のときに補正予算、それは6年度の補正を上げさせていただいて、その後、議会の日程等を調整しながら上げてるのかなというふうに私は承知しておりますので、一番直近で上げられるのが24日かなというふうに、議会の本会議があるのが24日かなというところです。

最短で7日も上げられるんだらうなというふうに思いますが、そこは査定状況とかも含めて調整した上で3月24日の最短になったのかなというふうに理解しておりますので、ご理解よろしくをお願いします。

以上です。

○坂倉広子委員長 南川委員。

○南川則之委員 総務課長の答弁はそうなんですけども、私が聞きたいのはこの6年度の補正でも時間的に余裕があつたのになぜそこへ上げてこなかったのかということと、遅れるのであれば今の時期に上げてこずに6月の政策的なところで全部上げていくということも可能ではなかったのかなと思いますけども、その辺のことをちょっとお聞きしたかったんですけど、総務課長は……

（何事か発言する者あり）

○南川則之委員 その説明、聞いとるとこだけお願いします。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○勢力総務課長 南川委員言われたとおり、早急に上げるということはまず大前提で考えられてるのは承知しております。

その中で今回給食、前回これ補正予算ちょっと変更もさせていただきながら、小中学校の2ヶ月分の無償化をさせていただいたと思います。

その際に、次の令和7年度に当たる部分はどうかということも皆さん多分議論していただいたのかなと思う中で、これについては4月からの3ヶ月分ちゅうことですので、市長の政策、本予算になる前の物価高騰の緊急的な措置という形で上げているのかなというふうに理解しております。

その他、令和7年以降もまだ予算額、交付決定額が残っておりますので、7年度でも補正をするというのは聞いておりますので、中身については詳細なことはこちら、今の段階では私も説明できないですけど、そうい

うのがあるというのは聞いておりますので、それが今、南川委員が言われた7年度になってからでもいいのかなというのは、そういう部分がまだあるというのは聞いておりますので、よろしくお願いします。

○坂倉広子委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

議運ですので、全体的な話で細かいところはまた委員会の中で確認したいと思います。

以上です。

○坂倉広子委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ないようですのでお諮りいたします。

会議日程及び議案の取り扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、議案等の取り扱いについては、そのように決定いたします。

続いて、令和7年3月31日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○勢力総務課長 引き続きよろしくお願いします。

令和7年3月31日会議に提出を予定しています議案について説明させていただきます。

今回提出を予定しています議案は、先ほど提出議案一覧をさせていただいた、提出している部分の下側になりますが、議案第91号から議案第93号までの条例の一部改正議案3件となっております。

この3件の条例改正につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う、これはまだ公布されておきませんので、いわゆる日切れ法案による条例の一部改正になるもので、3件の上程をお願いする予定でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○坂倉広子委員長 総務課長の説明は終わりました。

続きまして、議案の上程等について事務局長より説明をさせます。

事務局長。

○岩井事務局長 先にお断りさせていただきます。

先ほど総務課長のご説明のあったとおり、議案第91号から93号までの議案につきましては、条例の一部改正ですが、現在、法案が参議院で審査中であります。

ですので、あくまで予定で3月31日までに成立する可能性が高いことから、今回、議運を諮らせていただきますので、その日程についてよろしくお願いします。

参議院の状況を見て追加上程となりますので、その間は暫時休憩となり、万が一3月31日までに可決がされず翌日になる場合は、自然散会となります。

改めて会議を招集し、再開することになりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

3月31日、まず初めに会議録署名議員の指名の後、議案第91号、鳥羽市市税条例の一部改正のほか2件

について一括上程し、提案者の趣旨説明を行い、次に議案に対する質疑を行います。

議案第91号から93号につきましては、国の税制改正に伴う条例の一部改正でありますことから、委員会付託を省略したいと思います。

最後に表決を行い、散会としたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○坂倉広子委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問、ご意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

○坂倉広子委員長 それでは、ないようですのでお諮りいたします。

議案等の取り扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

（起立全員）

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、議案等の取り扱いについては、そのように決定いたします。

続きまして、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

提出予定の議案第91号、鳥羽市市税条例の一部改正について、議案第92号、鳥羽市都市計画税条例の一部改正について、議案第93号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正についての3件については、委員会付託を省略したいと考えます。

これに賛成の委員は起立を願います。

（起立全員）

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、議案第91号から議案第93号の3件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

ご協議いただくことは以上です。

これをもって、議会運営委員会を散会します。

（午後 1時16分 散会）

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和7年3月17日

議会運営委員長 坂 倉 広 子